

○浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則

平成20年9月30日

浜松市規則第84号

改正 平成24年6月15日浜松市規則第57号

(趣旨)

第1条 この規則は、市長の所管に属する公の施設に係る浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成20年浜松市条例第61号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(指定管理者の指定の申請書等)

第2条 条例第4条の申請書の様式は、指定管理者指定申請書（別記様式）とする。

2 条例第4条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体の経営状況を説明する書類
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体の活動実績を説明する書類
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 応募者の資格に関する書類
- (5) 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し並びに条例第3条第1項に規定する役員等の氏名及び住所
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(平24規則57・一部改正)

(事業報告書の提出期限)

第3条 条例第9条の規則で定める期間は、別に定めがあるもののほか、毎年度終了後30日以内とする。

(細目)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に指定管理者に指定されている指定管理者に係る事業報告書の提出期限については、この規則の規定にかかわらず、当該指定期間に限り、なお従前の例による。ただし、附則第57項の規定による改正後の浜松市病院事業の設置等に関する

る条例施行規則第3条及び附則第71項の規定による改正後の浜松市農村環境改善センター条例施行規則第9条の2の規定については、この限りでない。（後略）

附 則（平成24年6月15日浜松市規則第57号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

